

第1章 策定にあたっての基本的な考え方

1 基本方針策定の趣旨

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」では、その基本目標を「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」とし、その目指す将来像の一つとして、「地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会」を掲げています。

都市化や核家族化などを背景に、地域の間人関係が希薄になったと言われていますが、将来にわたって安心して暮らせる元気な宮崎県にしていくためには、地域の中で豊かな人間関係“絆”を再構築し、一人ひとりが地域の課題に当事者として向き合っ解決に取り組んでいくことが必要です。また、ボランティアやNPO等、地域の企業などがそれぞれの立場で社会貢献活動に取り組み、行政（県や市町村をいう。）を含めたそれら多様な主体がアイデアやノウハウを持ち寄って協働することで、より効果的な課題解決が可能となり、本県の一層の活性化につながると考えられます。

このような観点から、ボランティアやNPO等、企業による社会貢献活動と、行政を含めた多様な主体の協働を促進するにあたって、中長期的に進める施策の方向性を示すため、宮崎県総合計画の部門別計画等として基本方針を策定するものです。

《キャッチフレーズ》

わたしが主役 みんなで協働 元気な宮崎づくり

わたしが主役

「あなた（＝他の誰か）」ではなく「わたし」が、無理のない範囲で、ボランティアや地域活動に参加する、寄附という形で活動を支援するなど、まずはやってみることが元気な宮崎づくりの第一歩です。

みんなで協働

一人又は1団体の力には限界があっても、それぞれの得意分野（アイデア、ノウハウ、技術、マンパワー、施設、資金等の資源）を持ち寄れば、思いもよらない相乗効果が生まれます。「協」力して「働」くことで課題解決の可能性が高くなるとともに、生まれたネットワークは将来の活動に向けての大きな財産になります。

元気な宮崎づくり

豊かな自然や環境に恵まれたふるさとで、みんなが力を発揮し、生涯を通して生き生きと心豊かに暮らせる活気のある社会を目指します。

2 基本方針策定の背景

(1) 本格的な少子高齢化、人口減少時代の到来

宮崎県は、全国平均より約5年早く高齢化が進んでおり、大学進学や就職などで若年層の人口流出が今と同じように続いていけば、人口構造はより大きく変わることになります。

【人口構造の変化により予想される影響】

- 人口減少～消費の減少や中山間地域の過疎化の進行など
- 労働力人口^(注1)の減少～経済活力の低下、県民所得の低下、生活困窮者の増加など
- 少子高齢化～高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加による家族や地域とのつながりの希薄化、社会的孤立化の進行、地域活力の低下など

このような状況においては、「自分がやらなくても、誰かがやってくれるだろう。」という意識では暮らしが成り立たなくなりますので、これからは、一人ひとりが当事者意識を持って、地域の課題に関心を持ち主体的に解決に取り組むことが重要になってきます。

(2) 地方分権の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

地方分権が進展し、地域の個性や独自性が重要視されるようになる中で、創意工夫による地域づくりを進めるために民間活力をいかすなど、行政と民間との役割分担や連携のあり方などを見直すことが求められています。

一方、国及び地方の財政は大変厳しい状況にあり、選択と集中による施策の実施が求められる中で、多様化、複雑化する県民ニーズに対して、行政だけできめ細かな公共サービスを提供することが困難になっています。

そこで、住民一人ひとりが地域の課題に関心を持ち地域運営に関わる、あるいは、NPOやボランティア団体など多様な主体が新たな公共サービスの担い手として活動することに大きな期待が寄せられています。

(3) 「新しい公共」の考え方の普及

「新しい公共」は、「官」だけではなく、市民^(注2)の参加と選択のもとで、NPOや企業等が、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において、積極的に公共的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。一人ひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本であり、「新しい公共」が目指す社会は、多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等により無駄のない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人の役に立つことの喜び・幸せを大切にする社会です。

(注1) 【労働力人口】生産年齢人口（労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層）のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計。

(注2) 【市民】自覚と責任のもとに社会に参画する「公民」。

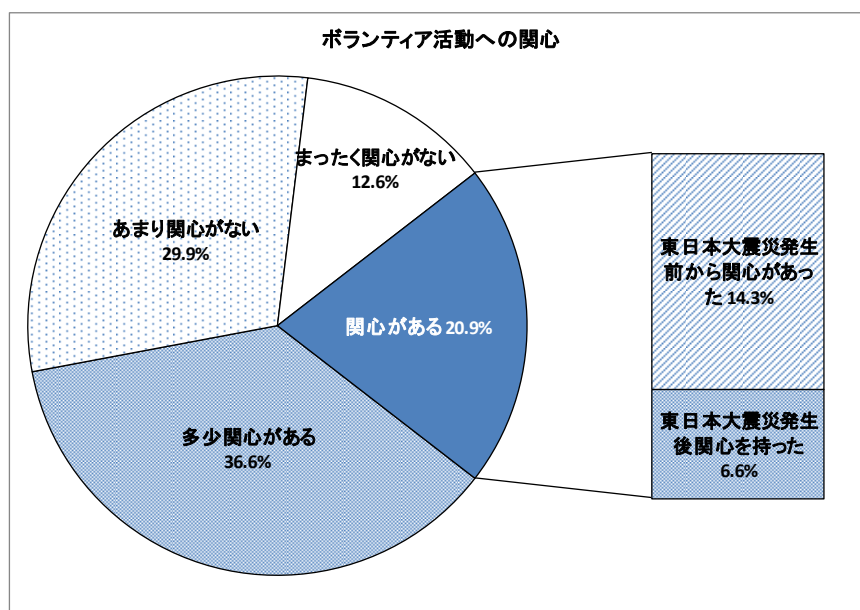
平成23年には、特定非営利活動促進法制定以来の抜本的な改正が行われ、併せて、寄附税制の見直しも行われました。寄附環境の改善を通じたNPO法人の基盤強化が意図されており、新しい公共の担い手となるNPOに期待を寄せる社会の気運が高まっています。

(4) 新燃岳噴火災害、東日本大震災を契機とした意識の高まり

災害時におけるボランティア活動は、阪神・淡路大震災（平成7年）以降必要不可欠なものとして広く認識されるようになりました。

本県では、平成23年1月に発生した新燃岳噴火災害において、災害ボランティアセンターが受け付けて降灰の除去作業等に当たったボランティアだけでも約3千人に上り、また、同年3月に発生した東日本大震災では、岩手・宮城・福島の3県を合わせて116万人を超えるボランティアが活動しています（平成24年12月末現在）。

特に、東日本大震災でのボランティアの活躍は連日マスコミで報道され、内閣府の調査で東日本大震災発生後にボランティア活動に関心を持つようになった人も6.6%増えるなど、ボランティア活動に対する意識が高まっています。



資料：内閣府「市民の社会貢献意識に関する実態調査」（平成24年3月）

組織的な活動としては、NPOが避難所の運営支援や炊き出しをはじめ、被災者のメンタルケア等の専門的な支援活動、全国のネットワークをいかした支援活動を展開しており、NPOの強みである機動性、専門性、組織・ネットワーク力等の重要性が再認識されることとなりました。

また、建設業者や設備業者等による復旧・復興支援や義援金送付など企業による被災地支援も盛んに行われており、企業の社会貢献活動に対する意識が大きく高まる契機となりました。

さらに、全国の社会福祉協議会では、そのネットワークをいかして震災発生後直ちに応援態勢を組んで職員派遣を開始し、被災地の社会福祉協議会とともに災害ボランティアセンターの設置・運営等にあたりました。未曾有の災害に対応した経験は、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営と社会福祉協議会が果たす役割の重要性を再確認する契機となり、各地で災害時に備えたマニュアルの見直し等が行われています。

3 基本方針の対象と目的

この基本方針は、ボランティア、NPO等及び企業による社会貢献活動を対象とし、それらの活動の促進を図った上で、行政を含めた多様な主体間の協働を促進することを目的とします。

(1) ボランティアとは

個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供して他人や社会に貢献する活動であり、また、それを行う個人を指します。

ボランティア活動は、次の原則の下に行われ、社会貢献というよりも、自己実現、自己研さんによる満足感を得るという意味合いのほうが大きい活動です。自分の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、さらには自分自身を生き生きと表現することを通じて、心豊かで、生きがいのある人生にしていこうという活動であり、その底流にあるのは「支え合いの心」と言えます。

① 自主性・主体性

他者からの強制や義務として行うのではなく、個人の自由意思で行う活動です。

② 社会性・公益性・連帯性

地域社会をより良くしていくために、支え合いの心で行う活動です。

③ 無償性・無給性

個人的な利益や報酬を第一の目的にせず、出会いや発見、感動や喜びといった精神的な満足感を得る活動です。ボランティアの負担を少しでも軽減するため、実費相当分（交通費、食事代等）が依頼者から支払われることもあります。これを受け取っても無償性の原則は崩れません。

一方で、無償の活動であるがために、依頼者側が負い目を感じたり、ボランティアの都合で来てもらえなかったりといった問題も生じ、近年では、低額の利用料を得て依頼者とボランティアの対等性を確保しつつボランティア（自発的）なサービスの確実性を保障する有償ボランティアや、介助した時間を貯蓄して将来必要となったときに利用できる時間預託制度なども出てきています。

④ 創造性・先駆性・開拓性

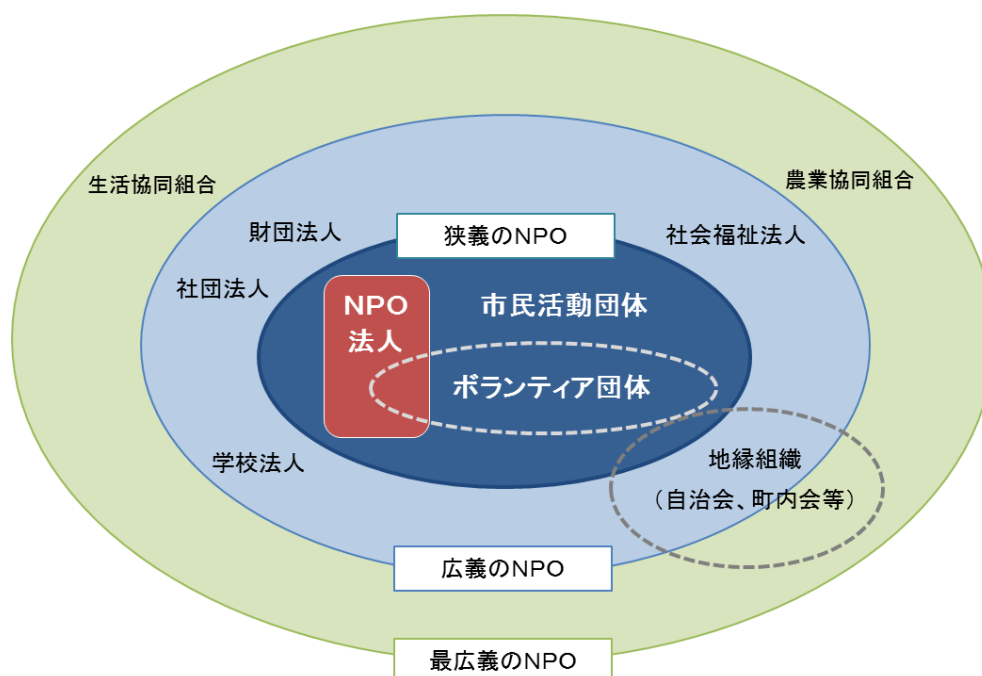
従来の考え方にとらわれることなく、自由な発想やアイデアを大切にしながら、方法や仕組みを考え、創り出すことができる活動です。

(2) NPO等とは

NPOは「Non Profit Organization」の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、一般には「民間非営利組織」と言っています。

「民間」とは、政府の支配に属さないこと、「非営利」とは、無償で事業活動を行うことではなく、利益を団体の構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること、「組織」とは、社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まりを意味します。

NPOの範囲は様々なとらえ方をされますが、この基本方針では、法人格を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）及び法人格を持たないボランティア団体や市民活動団体を指すこととします（次図の狭義のNPO。以下「NPO」という。）。また、狭義のNPOに、公益法人、社会福祉法人等の公益団体のほか、自治会、町内会等の地縁組織、生活協同組合等の共益団体を含めて「NPO等」（最広義のNPO。以下「NPO等」という。）とします。



ア NPO（狭義のNPO）

NPOは、行政に求められる公平性や企業が持つ利潤追求という価値観にとらわれず、社会的課題に対して独自の目的のために活動することから、次のような特性があります。

① 先駆性

公的制度では対応が困難な新しい課題に対し、試験的で先駆的な取組を行うことができます。

（例）不登校児に社会性を身につけさせる自然学校を運営するNPO

② 柔軟性

制度的な枠組みにとらわれることなく、住民ニーズに柔軟に対応したサービスの提供を行うことができます。

(例) 子育て相談や子どもの一時預かりサービスを行うNPO

③ 機動性

制度的な枠組みにとらわれることなく、必要に応じて迅速に対応することができます。

(例) 災害ボランティア活動を行うNPO

④ 専門性

様々な知識、技能などの専門性や独自のネットワークをいかすことにより、特定分野において専門的な取組を行うことができます。

(例) 野生動植物の調査・研究を行うNPO

⑤ 地域性

地域の課題・特性に応じた活動を行政区画等にとらわれずに行うことができます。

(例) 地域の風土や文化資源をいかしたまちづくりを行うNPO

イ 公益法人^(注3)、社会福祉法人、地縁組織、共益団体等（最広義のNPO）

「新しい公共」の重要性はますます増大しており、その担い手である公益法人、社会福祉法人、地縁組織、共益団体等の役割が期待されています。

・ 公益法人、社会福祉法人等

平成18年に採択された公益法人制度改革関連法案の附帯決議では、行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大すること、そしてその担い手である非営利法人の役割が今後の我が国の社会を活力あるものとするには不可欠であることがうたわれています。

公益社団・財団法人はもとより、一般社団・財団法人、社会福祉法人等を含めて、NPOや企業等と連携した社会貢献活動に期待がかけられています。

・ 学校

小・中学校では、子ども会や公民館活動、ボランティア活動等の地域活動への子どもたちの積極的な参画を図っており、高等学校や大学・短大・専門学校等では、それぞれの特長をいかした学生ボランティア団体が多数活動しています。

また、大学としても、大学の教育・研究の成果を活用し、市町村、教育委員会、学校、農業協同組合等と連携して地域住民向けの公開講座を開催するなど、生涯学習活動等を通じた地域社会との連携・交流を図っています。

(注3) 【公益法人】公益法人制度改革により、従来の社団法人・財団法人は、平成25年12月1日以降に、公益性の有無に関わらず登記のみで設立可能な一般社団・財団法人と、公益性の認定を受けた公益社団・財団法人の2つに移行することになる。いずれも非営利組織（剰余金の分配を目的としない組織）であるが、公益法人と名乗れるのは公益社団・財団法人のみとなる。

- 自治会、町内会等の地縁組織
地域における公益サービスの一部を担っている自治会、町内会等の地縁組織は、高齢者や子どもの見守りなど地域住民の生活を支える重要な役割を果たしています。
また、老人クラブや地域婦人会等においても、子どもの見守り・交通安全活動や子育て支援等の地域に溶け込んだ活動を行っています。
そのほか、地域住民や自治会・PTAなど様々なメンバーからなる地域まちづくり協議会等において、環境美化やふれあいサロンの運営等まちづくりを実践する動きもあります。
- 生活協同組合、農業協同組合等の共益団体
生活協同組合、農業協同組合等は出資者の共益を主目的とした団体ですが、学校と連携した食農教育やスポーツイベントの協賛など社会貢献活動にも取り組んでいます。

(3) 企業による社会貢献活動とは

NPOが社会的な使命を達成することを目的とした組織であるのに対し、企業は利益を得て配当することを目的とする営利組織です。

しかしながら、企業が企業価値を創造するには、地域社会にその存在を受け入れてもらうだけでなく、地域社会から積極的な支持を受ける必要があります。企業の社会的評価とは、自社の製品やサービスだけでなく、地域社会との交流からも生まれてくるものであり、事業のプロセスにおいて、自社が地域社会の様々な資源を活用するとともに、地域社会に自社の経営資源を活用してもらう、互恵的な関係を築くことがCSR^(注4)につながります。

最近では、CSRの一部としての社会貢献活動に取り組む企業も多くなっており、企業による社会貢献活動の例としては、イベントへの寄附や協賛、植林・緑化活動のほか、売上げの一部を社会貢献活動に寄附する（売上げの一部が寄附になる仕組みをつくる）ことや、社員のボランティア活動を支援している（休暇付与、勤務扱い等）、NPO等の非営利活動団体の事業に具体的な協力をしているなどが挙げられます。

(注4)【CSR】企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)。企業が、本業に専念するだけでなく、本業以外の領域でも、社会に対して何らかの貢献や責任を果たしてほしい、という考え方。

(4) 協働とは

この基本方針では、協働の定義を「県民、NPO等、社会貢献活動を行う企業や行政といった多様な主体が、それぞれの主体性、自発性のもとに、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の公共的目的を達成するために協力・協調すること」とします。

ア 協働の意義

基本方針策定の背景でも述べたように、国及び地方の財政は大変厳しい状況にあり、選択と集中による施策の実施が求められる中で、多様化、複雑化する県民ニーズに対して、行政だけできめ細かな公共サービスを提供することが困難になっています。

また、地域の課題を解決するため、社会的使命を持ち、県民が主体となって継続的な活動を行うNPOは、単に公共サービスの隙間を埋めるだけではなく、公共サービスの積極的な担い手として活躍の場を広げているとともに、社会貢献活動に取り組む企業も多くなってきました。

このような中で、多様な主体が持つアイデア、ノウハウ、技術、マンパワー、施設、資金等の資源が有機的に結びつくことによって、より効果的、効率的な課題解決が可能になることに協働の意義があります。

イ 協働の効果・メリット

- ① 県民にとっては、多様できめ細かなサービスを享受できるとともに、協働事業を通して自らも公共に参加しやすくなります。
- ② NPO等にとっては、社会的信用が高まるとともに活動の機会や幅が広がり、団体の社会的使命（ミッション）が達成しやすくなります。
- ③ 企業にとっては、より効果的な社会貢献活動が可能になることで社会的評価が高まるほか、社員の士気が高まるとともに、多様な関係者をつながることによって事業機会を広げることになり、経営面でもプラスの効果が期待できます。
- ④ 行政にとっては、公平性・平等性を基本とする行政が単独できめ細かに対応することが困難なニーズに対して、柔軟、機動的な公共サービスの提供が可能になります。

ウ 協働の基本原則

① 目的共有の原則

協働を円滑に進めるためには、協働事業を実施するにあたっての課題をお互いに認識し、目的を共有することが必要です。

② 相互理解の原則

お互いの立場、特性を理解し、尊重するよう努めることが必要です。

③ 対等の原則

お互いに対等なパートナーであるとの認識に立つことが必要です。

④ 自主性、自立性尊重の原則

民間の社会貢献活動は、団体が自らの責任において決定し、行う自主的な活動であるため、その特性が十分にいかされるように、その自立性を尊重することが必要です。

⑤ 役割分担と責任分担の明確化の原則

あらかじめ適切な役割分担を行い、役割に応じて責任を分担することを事前協議で明確にしておくことが必要です。

⑥ 機会の平等の原則

協働を希望する民間団体にとって、協働する機会が平等に開かれていることが必要です。

⑦ 時限性の原則

特定の主体同士が相互に依存する関係に陥らないように、協働事業の終了時期を明確にし、お互いに確認しておくことが必要です。

⑧ 情報公開の原則

協働する団体の選定基準や協働事業のプロセス、成果等に関する情報を公表するなど透明性を確保することが必要です。

エ 協働の形態**① 政策提言**

政策を企画・立案するにあたって、審議会、協議会等に他の団体のメンバーが委員として参画するなどして、提案や意見を出すことです。

② 共催

共に主催者となって、一つの事業を行うことです。

③ 実行委員会、協議会等

NPO等、企業、行政等で構成された実行委員会、協議会等が主催者となって事業を行うことです。

④ 事業協力

それぞれの主催事業に協力して、それぞれの特性をいかす役割分担により、一定期間、継続的に事業を実施することです。

⑤ 委託

本来直営で行うべき事業について、相手方の専門性などをいかして効果を高めるために事業の実施を依頼することです。

⑥ 補助・助成

相手方が主体的に行う公益性の高い事業に対して、その事業を育成し、充実させるために金銭的な給付を行うことです。

⑦ 後援

相手方が主催する事業に対して後ろ盾となり、資金や名義提供等の便宜を図ることによって、事業の信頼性を高め、円滑な実施を支援することです。

⑧ 情報提供・情報交換

双方が持っている情報等を相互に提供・共有し、活用し合うことです。

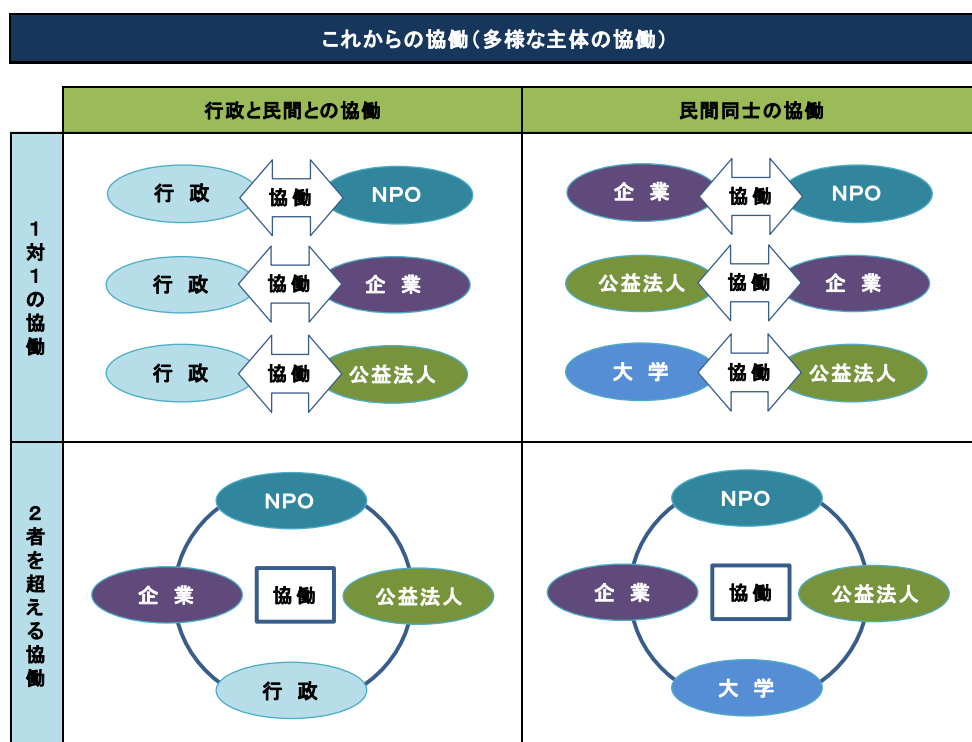
⑨ 財産の提供・貸与

公益性の高い活動に対して、空き施設や活動に必要な物品等を貸与するなどの支援を行うことです。

オ 多様な主体の協働のイメージ

これまでは行政とNPOとの協働が中心でしたが、これからは行政と企業、行政と公益法人という行政が協働の相手としてあまり想定していなかった団体との協働や、行政、企業、NPO、公益法人という異なる複数のセクター間の協働も考えられます。

また、行政が入らない民間同士の協働（1対1又は複数セクター間）も想定されます。



4 施策の推進について

ボランティア活動の促進については宮崎県ボランティアセンター（宮崎県社会福祉協議会）と、NPO活動の促進については各地の中間支援組織^(注5)や市民活動支援センターと、協働の促進については市町村をはじめ多様な主体と連携しながら、この基本方針に基づく具体的な施策を推進していきます。

5 基本方針の見直し

この基本方針は、宮崎県総合計画の見直しや今後の社会貢献活動を取り巻く情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

(注5) 【中間支援組織】市民、NPO、企業、行政等の間にたつて様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルティング、情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織のこと。